

入 札 説 明 書

令和 8 年 8 月 2 1 日
都市建設部建築住宅課

- 1 工 事 名 狭山市中部備蓄倉庫改修工事
- 2 工事場所 狭山市入間川 4 丁目 1 6 番 4 号
(狭山市コミュニティセンター敷地内)
- 3 工 期 契約日から令和 9 年 3 月 5 日まで
- 4 工事概要 狭山市中部備蓄倉庫改修工事

【外壁改修工事】

高圧水洗清掃及び下地処理の上、
防水型複層塗材 E、シリコン系上塗材塗布

【防水改修工事】

屋 上：既存アスファルト防水撤去の上、
改質アスファルトシート防水（AS-J1 工法）
立上り等：既存アスファルト防水撤去の上、
改質アスファルト系塗膜防水

【建具改修工事】

軽量シャッター撤去・新設、
一部外壁撤去の上スチールドア新設

【内装改修工事】

床コンクリートケレン清掃の上、
浸透硬化型表面強化材塗布

【塗装改修工事】

躯体及び鉄骨階段下地処理及び
錆止め塗装の上、SOP 塗装

【照明設備 LED 工事】

屋内外等の照明設備 LED 工事

上記工事に伴う付帯工事一式

5 施工上の諸注意

- ・工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
- ・工事の実施に際しては市担当者及び施設管理者と十分に連絡調整を図り実施すること。
- ・周辺道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
- ・資材置場等については、監督員と協議の上決定すること。
- ・ラフテレーンクレーン、トラッククレーン作業時は原則休館日作業とし、安全に配慮すること。休館日以外で作業する場合は監督員・関係各所と協議のうえ行うこと。
- ・トラッククレーンを使用する際は、適宜必要な申請を行うこと。
- ・コミュニティセンターは通常とおりの運営となるため、運営上支障とならないよう十分に配慮すること。

6 その他

- ・落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- ・本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い」の対象とする。

7 設計図書等に関する質問回答

質問方法	質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。
受付日時	令和8年8月26日（水） 午前10時まで
回答方法	質問があった場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。
回答日時	令和8年8月31日（月） 午前10時から